

全国小学校理科研究協議会（全小理）会則

第 1 章 総 則

- (名 称) 第 1 条 この会は全国小学校理科研究協議会という。
- (事 務 局) 第 2 条 事務局を事務局長の在勤校内に置く。
- (目 的) 第 3 条 1. この会は、都道府県を代表する理科の研究団体ならびに行政機関とが一体となり、理科の研究協議をする全国組織である。
2. この強力な組織活動により、全国のすべての地域にわたる理科教育の振興を図ることをもって目的とする。
- (事 業) 第 4 条 この目的を達成するために次の事業を行う。
1. 各研究会相互の研究内容、資料等の交流。
2. 理科教育に関する研究協議会講習会の開催。
3. 理科教材の製作収集ならびに推せん。
4. 理科教育の正しい育成のため関係諸機関との連絡協力。
5. 機関紙の発行。
6. その他この会の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 会 員

- (会 員) 第 5 条 この会は都道府県の小学校理科研究団体をもって会員とする。

第 3 章 役 員

- (役 員) 第 6 条 この会に次の役員を置く。
1. 会 長 1 名 この会を代表し会務を統括する。
2. 副会長 若干名 会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
3. 顧 問 若干名 会長の諮問に応ずる。
4. 常任理事 若干名 会務を執行する。
5. 理 事 若干名 単位団体を代表し理事会に出席し、会務を審議する。
6. 会 計 2 名 会計事務を処理する。
7. 会計監査 2 名 会計を監査する。
- (役員選出) 第 7 条 この会の役員は次の方法によって決定する。
1. 会長、副会長、顧問は理事会で選出する。
2. 理事は加入団体ごとに 1 名をおき、その選出は加入団体にまかせる。
3. 常任理事は理事会において選出する。
4. 会計、会計監査は理事会で選出する。
- (役員任期) 第 8 条 この会の役員の任期は 2 か年とする。ただし重任は妨げない。

第 4 章 会 議

- (会 議) 第 9 条 この会の任務を行うために次の会議を設ける。
1. 理 事 会 予算の決定、決算の承認、その他重要な会務の企画運営について審議決定する。この会は年 1 回もしくは必要に応じて開催する。
 2. 常任理事会 会務を執行し併せて各種の原案を作る。この会は必要に応じ随時開催する。

第 5 章 特別委員会

- 第 10 条 この会の目的を達成するために、必要に応じて部、及び特別委員会を設ける。
- 第 11 条 部および特別委員会の設置廃止は理事会で行う。
- 第 12 条 部および特別委員会に関する細則は別に定める。

第 6 章 会 計

- 第 13 条 この会の経費は、会費およびその他の収入による。
- 第 14 条 この会の会員は、会費として年額 1 口 5,000 円を負担するものとする。但し口数は別に定める。
- 第 15 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 附 則

- 第 16 条 この会の改正は理事会で行う。
- 第 17 条 この会の事務処理のため事務局の構成は理事会の議を経て決定する。
- 第 18 条 理事会の開催地ならびに研究協議会および講習会の開催地は持ち回りにする。
- 第 19 条 会員の会費納入は 6 月に 1 年分を前納する。
- 第 20 条 本会の経理は出納員において処理する。出納員は会長が定める。
- 第 21 条 この会則は決定の日からこれを実施する。
- 第 22 条 本会の役員経験者が退職する際、会員の推薦を経て感謝状を贈呈する。

昭和 44 年 3 月 1 日 制定
平成 14 年 6 月 8 日 改正
平成 29 年 7 月 1 日 改正